

社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会栗の子保育園管理規程

（目的）

第1条 この規程は、栗の子保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会が設置する保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 栗の子保育園

（2）所在地 福岡県糟屋郡篠栗町田中4丁目16番1号

（運営の方針）

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての利用子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育の提供にあたっては、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、常に利用子どもの立場に立って保育を提供する。

3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（提供する保育の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、当園が定める保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、最低基準で定める配置基準以上とする。専門リーダー、分野別リーダーは別表1のとおりとする。

なお、員数は入所人数により変動することがある。

（1）園長（常勤専従） 1人

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び

業務の管理を一元的に行う。

(2) 園次長（常勤専従） 1 人

園次長は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 副園長（主任保育士兼務）（常勤専従） 1 人

副園長（主任保育士兼務）は、園次長、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。また、保健衛生に関する指導、給食業務の監督など、看護師・栄養士と連携しながら行う。

(4) 副主任保育士は、主任保育士を補佐するとともに、部下職員を指揮監督し、保育計画や立案支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育に従事する。

(5) 専門リーダーは、上司の命を受け部下職員を指揮監督し、事務及び入園者の保育に従事する。

(6) 分野別リーダーは、上司の命を受け部下職員を指揮監督し、事務及び入園者の保育に従事する。

(7) 保育士は、上司の命を受け保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(8) 看護師 1 人（常勤専従 1 人）

看護師は、上司の命を受け子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(9) 栄養士 1 人（常勤専従 1 人）

栄養士は、上司の命を受け子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(10) 事務員 1 人（常勤専従 1 人）

事務員は、上司の命を受け当園の事務及び雑務を行う。

(11) 嘱託医 1 人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(12) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時から午後6時までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (11 時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間 (11 時間) から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (8 時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間 (8 時間) から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時から午後7時までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する町長が定める利用料を、その居住する町へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表2、別表3及び別表4に掲げる当園の保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 当園は、次に掲げる利用定員の範囲内で利用子どもを受け入れるものとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児・5 歳児
定員	15 人	25 人	30 人	35 人	75 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、利用子どもの安全が確保される場合、町が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、町が利用を取り消ししたとき。

(2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 町が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、町及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、

速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町及び児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当園では、入所する利用子どもに対する保育の提供により事故が発生した時は、速やかに当該利用子どもの保護者又は家族、町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 当園は、入所する利用子どもに対する保育の提供により損害を賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等における対応)

第16条 当園の職員は、保育の提供を行っている時に、入所する利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は主治医もしくは嘱託医に連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 管理運営関係	永久
(2) 保育の実施に当たっての計画	5年間保存
(3) 提供した保育に係る提供記録	5年間保存
(4) 市町村への通知に係る記録	5年間保存
(5) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録	5年間保存
(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	5年間保存
(7) 保育所児童保育要録	
当該児童が小学校を卒業するまでの間保存	

附則

この規程は公布の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は公布の日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付則

この規定は、公布の日から施行し、令和2年6月11日から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

専門リーダー	分野別リーダー
保護者支援リーダー	乳児保育リーダー
3 歳未満児保育リーダー	1・2 歳児クラス保育リーダー
3 歳以上児保育リーダー	マネジメントリーダー
保育実践リーダー	保健衛生リーダー
研修・研究リーダー	食育アレルギーリーダー
障がい児保育リーダー	乳児保育サブリーダー
リスクマネジメント安全対策リーダー	保健衛生サブリーダー
保育環境リーダー	食育アレルギーサブリーダー
子育て支援リーダー	
乳幼児遊びリーダー	
3 歳未満児保育サブリーダー	
3 歳以上児保育サブリーダー	
子育て支援サブリーダー	
保育実践サブリーダー	
災害対策及び災害時避難誘導リーダー	
保護者支援サブリーダー	
障がい児保育サブリーダー	

別表 2（第 8 条関係） 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	対象	金額
主食費 副食費	・主食費は給付費に含まれないため実費 ・副食費は無償化に伴い実費徴収となったため。	3 歳以上児	主食費 月額 1,000 円 副食費 月額 5,000 円
災害共済給付掛金 (日本スポーツ振興センター)	園の管理下における園児の災害に対して 災害共済給付を行うため	全園児	年額 210 円
保護者会費	保護者会を設置しているため。	全園児	月額 300 円

体操服	4・5 歳児は毎週体育教室があるため	4・5 歳児	シャツ 2,100 円 ズボン 1,700 円
体操帽子	戸外活動時の安全のため	全園児	1,070 円

別表 3（第 8 条関係） 延長保育に係る利用者負担

【延長保育】

利用時間	利用区分	支払日	金額
午後 6 時～午後 7 時まで	月極利用の場合	月初め	5,000 円
	当日のみ利用の場合	利用した日	500 円

別表 4（第 8 条関係）

【保育短時間認定】

利用時間	利用区分	支払日	金額
保育短時間の前もしくは後、 または合わせて 1 時間に限り	月極利用の場合	月初め	5,000 円
	当日のみ利用の場合	利用した日	500 円
上記 1 時間を超える場合 30 分ごとにつき	月極利用の場合	月初め	1,500 円
	当日のみ利用の場合	利用した日	250 円